

# 福岡市公報

令和7年4月24日 第7139号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○福岡市モーターボート競走実施規則の一部改正 (第55号) .....	1
○福岡市計量検査規則の一部改正 (第56号) .....	2
<b>告 示</b>	
○歳入の徴収の事務の委託 (第99号) .....	6
○歳入の徴収の事務の委託 (第100号) .....	6
○歳入の収納の事務の委託 (第101号) .....	7
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始 (第102号) .....	7
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始 (第103号) .....	8
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始 (第104号) .....	9
<b>公 告</b>	
○一般競争入札の実施 (第126号) .....	9
○一般競争入札の実施 (第127号) .....	10
○国土調査の実施 (第128号) .....	11
○建築協定の認可申請 (第129号) .....	11

## 規 則

福岡市モーターボート競走実施規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。  
令和7年4月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

### 福岡市規則第55号

福岡市モーターボート競走実施規則の一部を改正する規則

福岡市モーターボート競走実施規則 (平成22年福岡市規則第94号) の一部を次のように改正する。

第2条中「福岡競艇場」を「法第4条第1項に基づき許可を受けた福岡競艇場」に改める。

第4条第1項中「発表した」を「公表した」に改める。

第24条第2項第2号中「種類及び」を「種類並びに」に改め、「施設及び」を削り、「投票所」を「投票関係設備」に、「場所」を「設置場所及び設置数」に改める。

第26条中「各競走」を「競走」に改める。

第36条の見出しを「(参加)」に改め、同条中「並びにボート及びモーターの所有者」及び「それぞれ次に掲げるものを携帯して」を削り、同条各号を削り、同条に次の1項を加える。

2 競走に出場するボート及びモーターの所有者は、市長が指定した日時までに、登録されたボート及びモーターを準備し、市長が指定した場所に到着しなければならない。

第37条第1項中「前条の規定により到着した」を「競走に出場する」に改める。

第38条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第48条第2項中「発表する」を「公表する」に改める。

第49条第2項中「発表する」を「公表する」に改め、同条第3項中「発表」を「公表」に改める。

第60条第1項中「投票所」を「投票関係設備」に改める。

第61条中「投票所には、当該投票所」を「各投票関係設備には、当該投票関係設備」に改める。

第62条中「競艇場等内の一定の場所に掲示した」を「公表した」に改める。

第63条中「競艇場等内の一定の場所」を「ウェブサイトへ掲載するとともに、競艇場等内」に改める。

第67条中「投票所」を「投票関係設備」に改める。

第71条第1項第1号中「者」の次に「又は該当した者」を加える。

第73条中「投票所」を「現金を取り扱う投票関係設備を有する場所」に改める。

第78条第1号中「第36条」を「第36条第1項」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

福岡市計量検査規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年4月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

#### 福岡市規則第56号

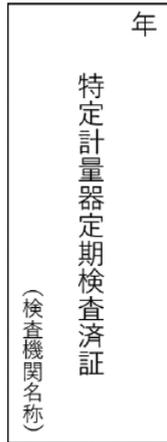
福岡市計量検査規則の一部を改正する規則

福岡市計量検査規則（昭和32年福岡市規則第54号）の一部を次のように改正する。

---

別記様式第1号から様式第6号までを次のように改める。

様式第1号



備考

- 1 大きさは、縦17cm×横6cmとする。
- 2 色は年によって異なる。
- 3 検査機関名称欄には、「福岡市」又は福岡市指定定期検査機関名を入れる。

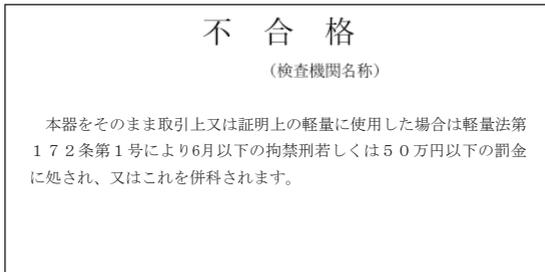
## 様式第2号



## 備考

- 1 大きさは直径3.2cmとする。
- 2 色は年によって異なる。
- 3 検査機関名称欄には、「福岡市」又は福岡市指定定期検査機関名を入れる。

## 様式第3号



## 備考

- 1 大きさは、縦4.5cm×横7cmとする。
- 2 検査機関名称欄には、「福岡市」又は福岡市指定定期検査機関名を入れる。

様式第4号

<table border="1"><tr><td>特 定 計 量 器 立 入 検 査 済 証</td></tr></table> <p>年 月</p> <p>福 岡 市</p>	特 定 計 量 器 立 入 検 査 済 証
特 定 計 量 器 立 入 検 査 済 証	

備考

- 1 大きさは、縦5cm×横8cmとする。
- 2 タクシーメーター以外の特定計量器について交付する。

様式第5号

年 月
立 入 検 査 済 証
福 岡 市

備考

- 1 大きさは、縦2.6cm×横3.7cmとする。
- 2 タクシーメーターについて交付する。

様式第6号

検 定 有 効 期 限 切 れ
このメーターは、計量関係法令に定められた検定有効期限を過ぎております。 このまま取引上又は証明上の計量に使用されますと計量法第16条（使用の制限）に違反しますので、すみやかに良器と取替えて下さい。
福 岡 市

備考 大きさは、縦5.3cm×横7.5cmとする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第1号から様式第6号までの改正規定（様式第3号に係る部分に限る。）は、令和7年6月1日から施行する。

## 告 示

## 福岡市告示第99号

地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、歳入の徴収の事務を次のように委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

委託事務	委託の相手方	指定をした日	委託をした日	委託期間
福岡市し尿処理手数料徴収事務委託	福岡市中央区那の津二丁目10番15号 公益財団法人 ふくおか環境財団	令和7年 4月1日	令和7年 4月1日	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

## 福岡市告示第100号

地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、歳入の徴収の事務を次のように委託し

たので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

委託事務	委託の相手方	指定をした日	委託をした日	委託期間
アイランドシティはばたき公園の使用料及び占用料の徴収事務	はばたきエコパーク・マネジメントチーム共同事業体 代表者 福岡市東区青葉一丁目19番21号 三浦造園土木建設株式会社	令和7年4月1日	令和7年4月1日	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

#### 福岡市告示第101号

地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、歳入の収納の事務を次のように委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

委託事務	委託の相手方	指定をした日	委託をした日	委託期間
福岡市粗大ごみ処理手数料収納事務委託	福岡市中央区那の津二丁目10番15号 公益財団法人 ふうか環境財団	令和7年4月1日	令和7年4月1日	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

#### 福岡市告示第102号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法第9条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧

に供する。

令和7年4月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日  
令和7年4月25日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域  
福岡市東区唐原五丁目の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置  
縦覧に供する上記関係図面において表示する。
- 4 排除方式  
分流式
- 5 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
福岡市東区塩浜三丁目2500番地  
福岡市和白水処理センター

---

#### 福岡市告示第103号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法第9条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。

令和7年4月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日  
令和7年4月25日
  - 2 下水を排除及び処理すべき区域  
福岡市南区西長住三丁目の一部  
福岡市早良区田村三丁目、四箇四丁目及び重留四丁目の各一部
  - 3 供用を開始しようとする排水施設の位置  
縦覧に供する上記関係図面において表示する。
  - 4 排除方式  
分流式
  - 5 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
福岡市西区小戸二丁目5番1号  
福岡市西部水処理センター
-

## 福岡市告示第104号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法第9条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。

令和7年4月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日  
令和7年4月25日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域  
福岡市西区大字女原、今津、田尻三丁目、太郎丸二丁目及び元浜一丁目の各一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置  
縦覧に供する上記関係図面において表示する。
- 4 排除方式  
分流式
- 5 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
福岡市西区学園通三丁目2149番地  
福岡市新西部水処理センター

---

公 告

---

## 福岡市公告第126号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則第5条の規定により次のように公告する。

令和7年4月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
建築B	城南区役所給排水設備改修（トイレ改修）工事	総合評価落札方式
	西区役所給排水設備改修（トイレ改修）工事	
	消防学校教育棟内部改修工事	
	老司中学校校舎内部改造その他工事（A長寿命化2）	
	弥生小学校校舎内部改造その他工事（A長寿命化1）	

	有住小学校校舎内部改造工事（A長寿命化3）	
	姪北小学校校舎内部改造その他工事（B長寿命化4）	

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL [https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku\\_hp/contract\\_index.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku_hp/contract_index.html)

(2) 期間

この公告の日から令和7年5月2日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(3) 時間

午前6時から午後10時まで

#### 福岡市公告第127号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則第5条の規定により次のように公告する。

令和7年4月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
建築A	福岡市博物館南側広場レストラン施設新築その他工事	総合評価落札方式

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL [https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku\\_hp/contract\\_index.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku_hp/contract_index.html)

(2) 期間

この公告の日から令和7年5月8日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(3) 時間

午前6時から午後10時まで

**福岡市公告第128号**

令和7年度国土調査事業（地籍調査）を次のとおり実施するので、国土調査法第7条の規定により公示する。

令和7年4月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 事業計画が定められた年月日  
令和7年4月1日
- 2 調査を実施する者の名称  
福岡市
- 3 調査地域  
福岡市西区姪の浜二丁目の一部
- 4 調査期間  
令和7年4月24日から令和8年3月31日まで

**福岡市公告第129号**

建築基準法第70条第1項の規定に基づき、建築協定書の提出があったので、同法第71条の規定により次のように公告する。

なお、建築基準法第71条の規定により当該建築協定書をこの公告の日から20日間福岡市役所（住宅都市みどり局建築指導部建築調整課）において関係人の縦覧に供する。

令和7年4月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 建築協定の名称  
唐原3区3丁目1組建築協定
- 2 建築協定区域  
福岡市東区唐原三丁目826番11ほか58筆
- 3 建築協定区域隣接地  
福岡市東区唐原三丁目826番2ほか8筆

